

第19回京都市路上喫煙等対策審議会（摘録）

1 開催日時

令和4年8月10日（水） 午前10時～午前11時15分

2 会場

職員会館かもがわ2階 大会議室

3 議題

- (1) 路上喫煙対策の取組について（路上喫煙等禁止区域及び件数、定点調査の状況）
- (2) JR 西大路駅北側喫煙場所新設について
- (3) 条例における禁止区域名称の理解促進及び今後の取組について

主な意見は下記のとおり

記

議題(1)及び(2)について

○委員 拡声器付きの公用車を用いて音声啓発をしているということだが、頻度・回数をお聞きしたい。

また、路上喫煙率の推移を見ると、路上喫煙等禁止区域外では他に比べると高い数値となっているが、こうしたところを中心に音声啓発のコースを定めているということか。

●事務局 音声啓発の実施回数は、令和2年度が33回、令和3年度が26回である。

公用車は区役所から借用しているため、借ることができる範囲での実施であり、2週間に1回程度である。

区域外での路上喫煙の苦情が多いということは、課題として認識をしている。より多くの市民に「市内全域で路上喫煙をしないようにしてください」ということを、どのようにすれば有効に伝えられるのかを検討する中で、幅広く市内全域で広報できる、「公用車での啓発」を令和2年度から実施している。

市内の幅広い、様々な地域で苦情をいただいております。その点を考慮したコース設定や、ルート変更を柔軟に行っていくことは可能である。もちろん駅周辺等での街頭啓発も非常に有効だが、一箇所での啓発で効果が限定されてしまう。幅広い範囲での啓発効果という観点から考えると、音声啓発の回数等を増やしていければと考えている。

○委員 喫煙場所の清掃や吸い殻の処理はどうされているのか。

●事務局 業者委託により、1日に1～2回の清掃を行っている。

ただし、喫煙場所の清掃は、本市の職員で実施しているところ、地元の皆さんに御協力をお願いしているところなどもあり、喫煙場所によって状況が異なる。

○委員 喫煙場所の形態は、壁を作るなど、全てこの形（パーテーション型）なのか。

●事務局 本市の公設喫煙場所は、J Tの寄付により設置しているが、基本的にパーテーション型である。煙の漏出しを防ぐために高さ約2 mから2.5 mのパーテーションを設置している。また、スペースがあればその入口にクランクをつけて、入口からの煙の漏れだしを防ぐように、工夫している。

○委員 民間施設が喫煙場所を設置する場合も、煙が拡散しないような工夫が必要ということなのか。

●事務局 コンビニエンスストアなどの店舗前に灰皿が置いてあることも多々あり、そういった灰皿に対する苦情は、当課にも多数いただいております。受動喫煙防止の対策は必要と考えるが、施設や敷地の形状、費用面等を考えると、全ての民間施設の喫煙場所や灰皿が、煙を拡散させないように対策を講じているかということ、なかなか難しいと思う。

○委員 二条駅付近に灰皿を設置しているところが無くなったため、たばこのポイ捨てが増えており、駅前のプランターに吸い殻が捨てられていると報告を受けている。二条駅は地下鉄沿線でもあり観光客も多いので、できたら喫煙場所の設置や対策を考えていただきたい。

●事務局 喫煙場所の必要性については、様々な状況等を踏まえて総合的に判断していくことになるので、路上喫煙やポイ捨てがあるからすぐに設置するということは、なかなか難しい。

まずは市内全域でたばこ吸わないようにということを、一人でも多くの方に御理解いただき、条例の趣旨を伝えたくて、路上喫煙をやめていただき、マナーを守っていただくように取り組みたい。

二条駅周辺に関しても、苦情の電話等、御意見をいただいております。路上喫煙等監視指導員も巡回を行うなど、路上喫煙が少しでも無くなるよう、取り組んでいく。

○委員 加熱式たばこの取扱いは、健康増進法で経過措置とされており、京都市でもそのように解釈されている。今後、経過措置ではなくなり、健康増進法上、紙巻きたばこと同じような取扱いになった場合は、京都市での加熱式たばこの取扱いも変わっていく、と解釈してもよいか。

また、先ほど議論された二条駅周辺の灰皿撤去の時期は、健康増進法が改正された令和2年4月あたりなのか。健康増進法の改正によって喫煙場所を撤去する施設が増えたのか。

●事務局 加熱式たばこの喫煙は、若者を中心に増えていると認識している。加熱式たばこの取扱いについては、厚生労働省や国立がん研究センターなどの専門的な見解等を踏まえて検討をしていく。

現在、科学的な知見による健康被害が明らかではないことから、今後、専門的機関の見解や他都市の状況、健康増進法の経過措置などに注視し、また、審議会の御意見をお聞きしながら、加熱式たばこの取扱いに対する判断をしてまいりたい。

なお、二条駅周辺の灰皿や喫煙場所は、民間施設が設置されていたものである。そのため、どのような経過で撤去すると判断されたのかは把握していないが、健康増進法改正の時期に撤去されていたと記憶している。

民間施設での喫煙場所の設置及び撤去は、施設管理者の判断となるため、京都市が元々あった同じ場所に喫煙場所を設置することは難しい。

○委員 新型たばこ（加熱式たばこ等）に関する論文は続々と出ている。今後もそれらの論文を参考にしながら、取扱いに関する議論を進めていただきたい。

●事務局 他都市の加熱式たばこに関する状況を申し上げますと、京都市以外の19都市のうち15都市が条例の対象としていない。

対象としている4都市についても、条例でポイ捨ても併せて規制する中で、加熱式たばこのカートリッジがポイ捨てされるから等の理由で対象としているなどである。そのため、実際には過料の徴収は行っておらず、注意喚起に留めているということである。

なお、京都市では条例の対象になっていないが、指導員が巡回している中で、加熱式たばこの喫煙者を見つけ場合は、路上喫煙の誘発に繋がるので路上では吸わないようお願いしている。

○委員 今回の条例でも「健康への影響の抑制」という条文もあるので、ある程度の対象にはなるとしても、罰則を適用するには、たばこの定義の明確化が重要になってくると思う。健康増進法に従って、条例自体についての改定を視野に入れながら、議論をしていくべきと思う。

○委員 路上喫煙の定点調査結果を見ると、例えば、京都駅では母数が2000人近くいるのに対して、喫煙者はゼロという驚異的な数値を確認できる。

逆に母数は少ないが、病院の周辺については、非常に高い喫煙率を確認できる状況である。病院内やその付近で、路上喫煙をやめていただけるよう標示してはいかかがか。

また、公共交通機関、特に地下鉄や京阪電車の出入り口付近、三条京阪駅の西口、三条大橋西詰など高い喫煙率になっている。病院、公共交通機関では、たばこを吸えない、となるとそこを出入する際に、喫煙してしまう可能性が高くなるので、地下鉄の出入口の周辺、京阪電車の出入口の周辺にポスター等を掲示して、啓発するなどの検討をしていただければと思う。

●事務局 病院周辺での路上喫煙が多いという苦情はいただいている。病院は、第一種施設のため敷地内を含めて全て禁煙である。病院の敷地内で吸えないとなると、病院の患者も含めて、路上や河川敷等に行ってしまう方が多い状況である。

これらの苦情に対して、施設等へのポスター・ステッカーの貼付や周辺での路上喫煙監視指導員による周知啓発、声掛けを行うなど、病院とも連携した取組を実施している。京都市内には多くの病院があるため、全てに対して対策を講じることは難しいが、引き続き取組を続けていく。

また、三条大橋西詰での喫煙率が非常に高いという御指摘について、三条大橋自体は路上喫煙禁止区域であるが、そこから少し南に入った鴨川の河川敷に降り口付近は、禁止区域から外れている。少し禁止区域から外れたところであれば、吸ってもいいだろうという認識・意識があるのではないかと推察される。

地下鉄周辺についても、入口等にポスター掲示すれば周知に繋がると思うので、交通局との連携も検討していきたい。

議題(3)について

○委員 今後の取組に関して具体的には、条例の改正と広報活動という二本柱で進めていくのかと思うが、もう少し詳しく御説明いただきたい。

●事務局 今後の広報活動等については、これまで行ってきたポスターやステッカーの掲出、街頭啓発などを引き続き実施していく。

ただし、依然として市内全域で路上喫煙が散見されると苦情もいただいているところであるため、今回の文言改正を契機として、路上喫煙禁止条例の趣旨や市内全域で喫煙はだめだということを、市民の方へよりわかりやすく伝えていく必要があると考えている。

例えば、一定期間を設定して、集中的な啓発活動を実施したり、メディアの方等にも御協力をいただいたり、SNS等を活用したりするなど様々な手法を用いて、積極的に発信していきたい。

○委員 今後、喫煙者になるかもしれない世代、子どもたちへの周知・教育というところで何か取り組んでいるのか。小学校・中学校では、薬物乱用防止教室を必ず実施しているし、高校・大学でもそうであろうと思う。

喫煙自体がかっこ悪いという認識を今の子どもたちは持っている。その中でも、市内では全域で路上喫煙はだめだということを、最初から認識として持っていれば、長いスパンで見て、路上喫煙は減っていくと思う。また、お父さんお母さんが一緒に歩いていて、路上喫煙すると「お父さんあかんよ、お母さんこれ禁止やで知らんのかい」と、子どもから大人に注意できるような状況を目指した、草の根のような広報というのが一番効くのではないかと思うがいかがか。

●事務局 子ども向けにどういった取組をしているかという点では、小学校・中学校での非行防止教室や京都府などが防煙教室を実施していると聞いている。

子どもたちが、たばこの影響等について理解したうえで、路上喫煙することはだめだと理解するには、くらし安全推進課だけでやっていくのではなく、教育委員会等との連携が必要であると考えている。どういった連携ができるのか検討していきたい。

また、子どもを通じて、親御さんに広がっていくことで、現在の路上喫煙の防止にも繋がり、子どもが成長し、喫煙者となった際に、この条例の主旨を理解していれば、将来の路上喫煙の防止にもつながるので、そういった観点からも取組を検討していきたい。

○委員 資料で他都市の区域名称事例というのを作成いただいている。過料の有無という部分で罰則規定はあるが、過料徴収はしていない地域、そもそも過料徴収がない地域等、様々だと感じた。

事務局の方で参考にしたり、注目している事例があれば紹介いただきたい。

●事務局 制限区域、禁止区域、防止区域など、様々な名称が使われている。今回の提案にあたって、本市の法制部局にも確認しているが、こういった文言を使わなければいけないという法的な制約があるわけではない。

ただし、現在の条例は、市内全域で路上喫煙をしないよう努力義務が課せられている中で、路上喫煙を禁止する「禁止区域」と「それ以外の区域（区域外）」の違いや区別がわかりづらくなっているため、その区域の違いがわかりやすくなるような区域名称、文言を使っていくことが必要であると考えている。

例えば、何々重点区域であるとか、何々強化区域であるとか、そういった文言を使うことで区域の色分けができると考えている。

○委員 京都市条例の場合、第6条で「何人も、路上喫煙等禁止区域において路上喫煙等をしてはならない」とあるが、市民の方から「禁止区域というのはどこですか」という質問を受けた場合、どのように回答されているのか。

●事務局 路上喫煙等禁止区域である市内3地域、市内中心部、京都駅、清水・祇園地域をお示しすることになるが、その「禁止」という言葉の意味が非常にわかりにくく、「路上喫煙等禁止区域」という文言で禁止区域を設定していることで、禁止区域以外では吸ってもいいという誤解を与えることにつながっている。禁止区域という言葉はどういう文言にしていけるのか、わかりやすい文言の検討が必要であると考えている。

○委員 市民の方に、「過料が取られるのはどこですか」ということと「禁止区域はどこですか」ということがうまく伝わっていないのではないかと思う。条例では「禁止区域で喫煙すると過料を取る」となっているので、反対解釈で「それ以外の区域では過料は取られない(=喫煙しても良い)」と考える人もいるだろう。

その点でいくと相模原市の例は、禁止区域があり、その禁止区域の中で重点禁止区域が設定されている。相模原市の条例では、第9条のところで禁止区域及び重点禁止区域で喫煙をしてはならないと併記される形になっている。このほうが一般的に条例を見たときにわかりやすいと考える。

○委員 この審議会は、「たばこを吸わないようにしましょう」ということなのか、それとも「喫煙マナーの向上を図り、非喫煙者へ迷惑をかけないようにしましょう。」ということなのか、どちらの方向で議論する会議なのか。

マナー向上等については、喫煙場所を整備しなければ、喫煙者・非喫煙者の共存はできないのではないかと。喫煙場所は、本当に19箇所ですら足りるのか。喫煙者と非喫煙者でディベートを行い、「喫煙マナーが悪いならどのような対策が取れるだろうか。」といった議論をしてもいいかと思う。

また、店の軒先に灰皿を置いている居酒屋等について、おそらく軒先に灰皿を置くことによって路上喫煙者が出てくると考えられるが、市としてはどういったアプローチをされているのか。

●事務局 まず条例の趣旨やこの審議会の位置付けとしては、「たばこを吸う方も、吸わない方も、互いに安心安全に暮らし、共生できる社会」の実現を目指している。よって、たばこを吸う方を排除するというものではない。

喫煙場所については、増やして欲しいという意見がある一方で、撤去して欲しいという御意見もいただいている。喫煙場所を設置する際は、人通りの多さ等で、火のついたたばこを所持することによる火傷の危険性を踏まえて、総合的に判断してまいりたい。

また、居酒屋については、喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室を設置しているところがある。店舗の規模的な面からそういった喫煙場所を設置することが難しいところもあるかと思うが、軒先に灰皿を置かれている場合は、健康増進法との関係でいくと、受動喫煙への配慮義務もあるため、保健福祉局と連携しながら、指導を行っている。

○委員 各委員の意見からも、現条例には、特に区域名称について市民等にわかりづらい部分、誤解を招く部分があり、区域名称の変更により、より一層条例の趣旨について市民理解が得られる

ようになると考える。

事務局においては、一人でも多くの市民や観光客等に条例の趣旨や内容についての理解をいただけるよう、条例の文言等がわかりやすいものとなるよう検討していただきたい。